明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（生活療養標準負担額の減額の対象者）	（生活療養標準負担額の減額の対象者）
第四十条　法第七十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	**第四十条**　法第七十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一　令第十六条第一項第一号ハ又は第二号ハの規定の適用を受けている者（第六号に掲げる者を除く。）	一　令第十六条第一項第一号ハ又は第二号ハの規定の適用を受けている者
二　令第十六条第一項第一号ニ又は第二号ニの規定の適用を受けている者（第六号に掲げる者を除く。）	二　令第十六条第一項第一号ニ、第二号ニ又は第四号の規定の適用を受けている者
三　令第十六条第一項第四号の規定の適用を受けている者	（新設）
四　健康保険法施行規則第六十二条の三第四号に掲げる者	三　健康保険法施行規則第六十二条の三第四号に掲げる者
五　健康保険法施行規則第六十二条の三第五号に掲げる者	四　健康保険法施行規則第六十二条の三第五号に掲げる者
六　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養のあった月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である者であって、第三号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者	（新設）
（令第十五条第一項第三号の厚生労働省令で定める要保護者）	（令第十五条第一項第三号の厚生労働省令で定める要保護者）
第六十四条　令第十五条第一項第三号（同条第二項第三号においてこれを引用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める者は、令第十四条第一項又は第二項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。	**第六十四条**　令第十五条第一項第三号（同条第二項第三号においてこれを引用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める者は、令第十四条第一項又は第二項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。
（令第十五条第一項第四号の厚生労働省令で定める要保護者）	（令第十五条第一項第四号の厚生労働省令で定める要保護者）
第六十五条　令第十五条第一項第四号（同条第二項第四号においてこれを引用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める者は、令第十四条第一項又は第二項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第二号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第二号若しくは第三号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。	**第六十五条**　令第十五条第一項第四号（同条第二項第四号においてこれを引用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める者は、令第十四条第一項又は第二項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第二号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第二号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。